

太宰府市地球温暖化対策実行計画（第5期）

【事務事業編】



～令和発祥の都 太宰府から脱炭素社会を目指して～

令和3年8月

太 宰 府 市

目次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の目的と経緯.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 上位計画や関連計画との位置づけ	5
4 計画期間・基準年度.....	6
5 計画の範囲.....	7
6 対象とする温室効果ガス.....	8
7 温室効果ガス排出量の算定方法	9
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1 エネルギー等の使用状況.....	11
2 二酸化炭素排出量の推移.....	15
3 二酸化炭素排出量の内訳.....	16
第3章 計画の目標	
1 温室効果ガス総排出量の削減目標	18
2 2025（令和7）年度までの個別項目ごとの達成目標.....	19
第4章 取組内容	
1 中長期的な取組.....	20
2 事務の実施にあたっての配慮	20
3 建築物の建築・管理にあたっての配慮	25
第5章 計画の推進と点検・評価	
1 推進体制.....	27
2 計画推進の流れ.....	27
3 職員に対する周知及び研修等	29
4 公表.....	29
<資料>.....	
資料1：太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程.....	31
資料2：太宰府市エコ・オフィス実行計画	33

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の目的と経緯

(1) 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、市の事務及び事業に関し、国の「地球温暖化対策計画」の施策・目標等に即した「実行計画」を策定することになっています。

地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定することで、市自らが地球温暖化防止に関わる率先的な取り組みを示し、省エネ・省資源・廃棄物の減量化など自主的に取り組む市民、事業者の模範となって、市域からの温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

(2) 計画策定の経緯

太宰府市では、計画策定の目的に沿って 2001（平成 13）年度から 5 年ごとに実行計画を策定してきました。第 4 期の計画期間が 2020（令和 2）年度までであるため、今回「太宰府市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔第 5 期〕」として改定を行うものです。

2 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策の推進に関する法律第 1 条に規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。



◇コラム① そもそも地球温暖化って何？

大気中に含まれる温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）は、熱を吸収する性質から地球の平均気温を一定に保つ役割を持っています。しかし化石燃料等の消費で大気中の二酸化炭素濃度が高まり、太陽光からの地表反射熱（赤外線）をより多く吸収し、地表の気温が急速に上昇しています。海水面上昇や気候が変動し、人類の生存に多大な悪影響が懸念されています。

(2) 国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21※¹が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）※²を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

また持続可能な開発目標（SDGs）を含む「2030アジェンダ」では、世界全体の経済、社会、環境の3側面を不可分のものとして調和させる統合的取組の目標を明示しています。

関連するSDGsのゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

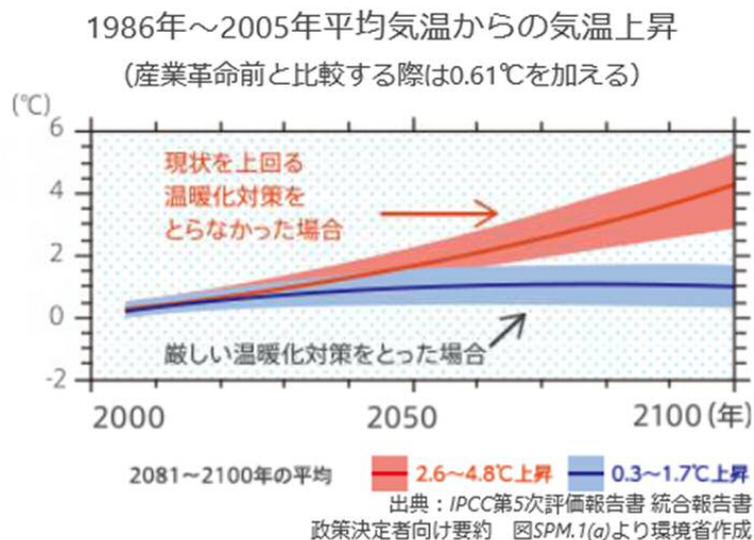


※1: COP21 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

※2: 貢献（nationally determined contribution） パリ協定第4条に基づく自国が決定するGHG削減目標と、目標達成の為の緩和努力のことを指します。

◇コラム② 地球の気温はこれからどうなるの？

IPCC^{※3} 第5次評価報告書（2014）では、このままでは 2100 年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い、最悪のシナリオの場合には最大 4.8℃上昇すると発表しました。



(出典：環境省ホームページより)

※3:IPCC 国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織です。

(3) 国の対応

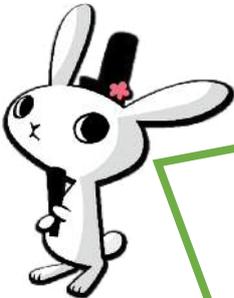
政府は、2015（平成27）年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。その後、パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」を地球温暖化対策推進本部にて了承し、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

2020（令和2）年10月には、菅内閣総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。そして第204回通常国会では、そのことを基本理念として織り込んだ「地球温暖化対策の推進に関する法



律」が改正されるなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化しています。地方公共団体の中でも、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する団体が増えつつあり、本市においても、令和3年6月25日に「太宰府市気候非常事態ゼロカーボンシティ」を宣言しました。



◇コラム③ 地球温暖化が進んだ場合、日本への影響は？

大雨災害の深刻化、感染症媒介蚊の生息域拡大、熱中症の増加、生態系への影響など、このまま温暖化が進めば、自然や社会に様々な被害が生じることになりそうです。

下記 2100 年末に予測される日本への影響予測

(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5 1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-6 2014年報告書

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

(4) 本市の取組状況

第1期(2001年)から第3期(2011年)では、京都議定書の発効等、国の情勢を踏まえ、計画の改定を行いました。また具体的な取組として、冷暖房時の設定温度を決め、名刺はポスターの裏を利用するなどエコ・オフィスに努めてきました。

また、管理施設の新設や設備機能更新時には、太陽光発電システムの導入や照明機器のLED化など、省エネなど環境に配慮した設備などの転換を図ってきました。

2016(平成28)年に策定しました「太宰府市地球温暖化対策実行計画(第4期)」では、具体的な取組として、庁舎内のクールビズによる電気使用量の削減やエコドライブの励行など燃料使用量の削減に努めました。

◇コラム④ 地球温暖化が進んだ場合、太宰府市への影響は？

夏の高温化による熱中症などの健康被害や、集中豪雨の増加による大規模な災害の多発が想定されます。そのため歴史的建造物等文化財の保護や野生生物の保全等に大きな影響が出ると懸念されます。



3 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画です。

また、「第四次太宰府市環境基本計画」において望ましい環境像とする「人と環境にやさしいまほろばの里」の実現を目指す、地球環境（気候変動、省エネルギー、再生化のエネルギー）分野の施策・取組を担う計画でもあります。

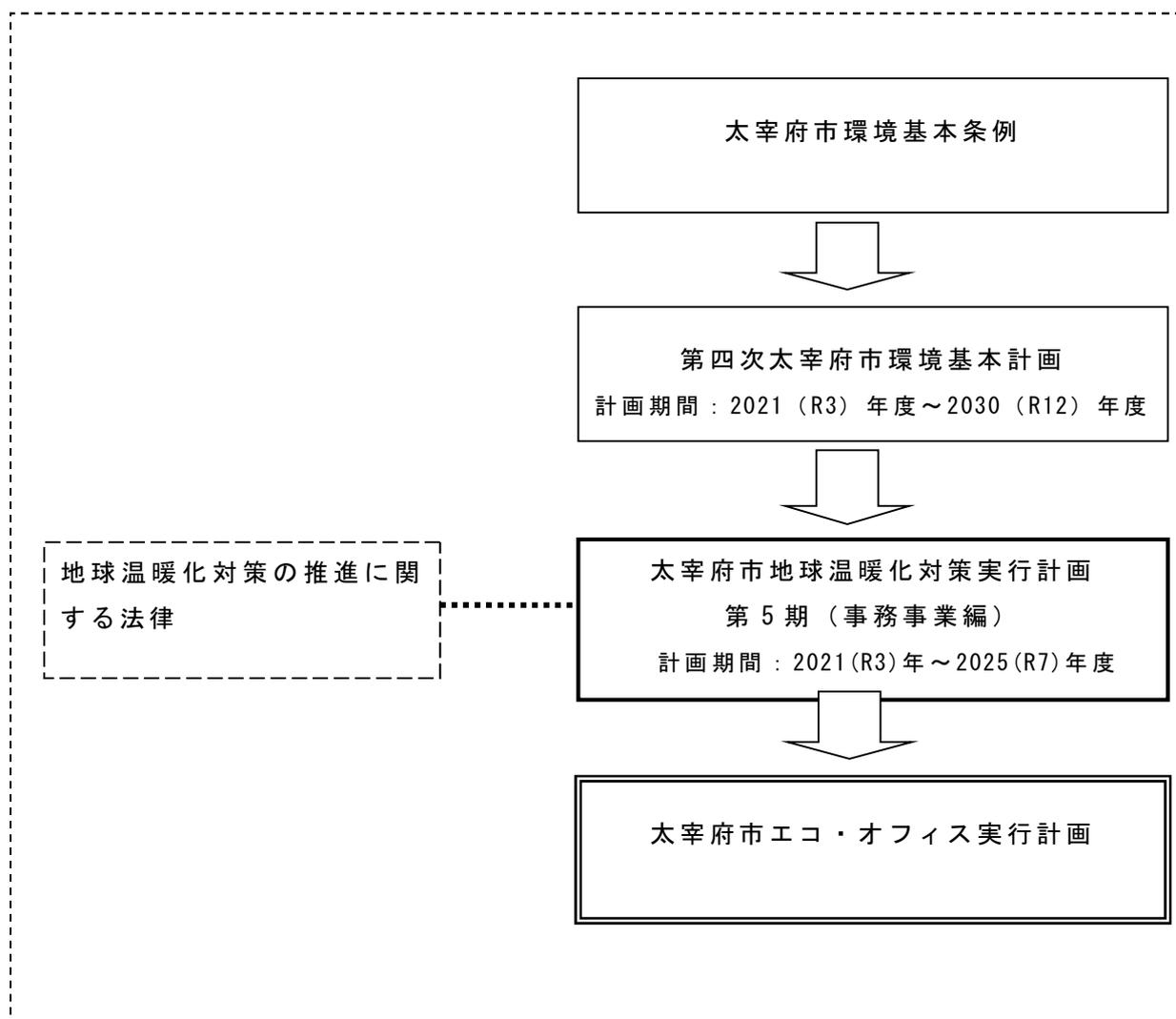
（計画策定の根拠）

地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～12 （省略）

(上位計画や関連計画との位置付け)



4 計画期間・基準年度

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔第5次〕の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、基準年度を2019（令和元）年度とします。

ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。また、本市では2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指していることから、中期〔2030（令和12）年度〕及び長期〔2050（令和32）年度〕の展望を見据える必要があるため、削減目標を設定し計画を推進します。



5 計画の範囲

(1) 対象とする範囲・施設

本計画で対象とする範囲は、市が実施するすべての事務・事業とし、施設は市のすべての施設とします。対象とする施設は表1のとおりです。

表1 計画の対象とする施設

種別	施設名	所管部署	
庁舎	市役所庁舎	管財課	
庁舎	上下水道事業センター(公文書館含む)		
消防施設	消防格納庫	防災安全課	
体育施設・公園	史跡水辺公園	スポーツ課	
体育施設・公園	大佐野スポーツ公園		
体育施設・公園	北谷運動公園		
体育施設・公園	体育センター		
体育施設・公園	少年スポーツ公園		
体育施設・公園	松川運動公園(グラウンド、体育館)		
体育施設・公園	総合体育館		
体育施設・公園	スポーツ振興事務所		
体育施設・公園	梅林アスレチックスポーツ公園	スポーツ課 建設課	
体育施設・公園	歴史スポーツ公園	建設課	
体育施設・公園	上記その他公園		
体育施設・公園	街路灯	建設課	
自転車駐車場	西鉄五条駅前広場自転車駐車場		
保健・福祉施設	保健センター	元気づくり課	
保健・福祉施設	子育て支援センター		
保健・福祉施設	地域包括支援センター	高齢者支援課	
保健・福祉施設	老人福祉センター		
保健・福祉施設	南隣保館	人権政策課	
保健・福祉施設	デイ・サービス施設いこいの家		
保健・福祉施設	南児童館		
体育施設・公園	南体育館		
文化・情報施設	男女共同参画推進センタールミナス		
文化・情報施設	プラム・カルコア太宰府(市民図書館含む)		
文化・情報施設	いきいき情報センター	文化学習課	
文化・情報施設	文化ふれあい館		
文化・情報施設	大宰府展示館	文化財課	
文化・情報施設	水城館		
環境・衛生施設	環境美化センター	環境課	
観光交流施設	太宰府館	観光推進課	
小学校	太宰府小学校	学校教育課	
小学校	太宰府東小学校		
小学校	太宰府西小学校		
小学校	太宰府南小学校		
小学校	水城小学校		
小学校	水城西小学校		
小学校	国分小学校		
中学校	学業院中学校		
中学校	太宰府中学校		
中学校	太宰府東中学校		
中学校	太宰府西中学校		
教育施設	教育支援センター		
保育所	ごじょう保育所		保育児童課
保育所	南保育所		
上下水道施設	松川浄水場	上下水道施設課	
上下水道施設	大佐野浄水場		
上下水道施設	高所配水施設		
上下水道施設	マンホール下水ポンプ		
その他	市民の森	産業振興課	
その他	キャンプ場	社会教育課	

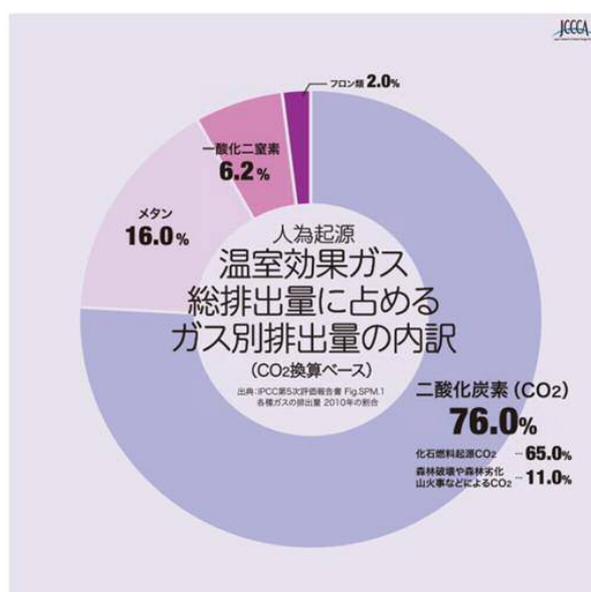
6 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定められている温室効果ガスは7種類（表2）です。本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。これ以外の温室効果ガスについては、本市の事務事業から排出されている可能性が低く、また排出量を把握するのが、困難なため除外します。

表2 温室効果ガスの種類(法第2条第3項)

温室効果ガス	概要	本計画の対象
二酸化炭素(CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の使用等により排出される。	○
メタン(CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分。自動車の走行や、燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出される。	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用等により排出される。	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造等において使用される。	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁ガス等として使用される。	
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体の製造等において使用される。	

図1 世界の温室効果ガス ガス別排出量



(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

7 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画の対象とする温室効果ガス排出量の算定は、次に示すとおりです。

(1) 二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：電気・ガス・ガソリン等エネルギーの年間使用量

※排出係数：表3のとおり

表3 二酸化炭素の排出係数一覧

項目	排出係数	
	係数	単位
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71	kg-CO ₂ /L
B 重油又は C 重油	3.00	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /N m ³
圧縮天然ガス(CNG)	2.23	kg-CO ₂ /kg
電気 * 電気事業者別排出係数は排出量算定年度の前年の基礎排出係数を用います。	参考：九州電力 令和元年度 0.319	kg-CO ₂ /kWh

(出典：環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより)

(2) メタン・一酸化二窒素の算定式

$$\text{自動車の走行に伴う排出量} = \text{自動車ごとの走行量} \times \text{自動車ごとの排出係数}$$

※排出係数：表4のとおり

表 4 メタン・一酸化二窒素の排出係数一覧

排出区分(自動車の種類)		走行量の単位	排出係数	
			メタン (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/km)
ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
	軽自動車		0.00001	0.000022
	普通貨物車		0.000035	0.000039
	小型貨物車		0.000015	0.000026
	軽貨物車		0.000011	0.000022
	乗合自動車		0.000035	0.000041
	特殊用途車		0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車		0.000002	0.000007
	普通貨物車		0.000015	0.000014
	小型貨物車		0.0000076	0.000009
	乗合自動車		0.000017	0.000025
	特殊用途車	0.000013	0.000025	

(出典：環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより)

(3) ハイドロフルオロカーボンの算定式

<p>①自動車用エアコンディショナーからの排出量 =カーエアコンの台数×ハイドロフルオロカーボンの排出係数(0.010kg-HFC/台・年)</p> <p>②フロン冷媒機器等からの排出量 = ①規格量-廃棄時残量 ②充填量(補充分)</p>
--

(4) 温室効果ガス総排出量の算定式

温室効果ガスの総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値(単位はkg-CO₂)を用います。

※排出係数：表5のとおり

表 5 地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
ハイドロフルオロカーボン	HFC-134a 1430 など

(出典：環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより)

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 エネルギー等の使用状況

(1) エネルギー使用量の推移

前計画（第4期）の削減目標は表6-1のとおりです。エネルギー使用量の推移及び目標比は表6-2のとおりです。エネルギー別の削減状況は、表6-3のとおりです。

表6-1 前計画（第4期）削減目標

区分	項目	削減目標 2014（H26）年度比
直接的項目	電気使用量	△13.5%
	施設等燃料使用量 （灯油、液化石油ガス、都市ガス）	△5.0%
	公用車等燃料使用量 （ガソリン、軽油、圧縮天然ガス）	△10.0%

表6-2 エネルギー使用量の推移 上段：使用量 下段：目標比

項目	2014（H26） （基準年度）	2015 （H27）	2016 （H28）	2017 （H29）	2018 （H30）	2019 （R1）	第4期 目標
電気(kWh)	6,631,061	6,446,817	6,846,814	7,097,862	6,865,218	7,014,981	5,735,868
		112.4%	119.4%	123.7%	119.7%	122.3%	
灯油(L)	16,621	9,168	5,803	5,624	4,002	4,223	15,790
		58.1%	36.7%	35.6%	25.3%	26.7%	
液化石油ガス (LPG)(kg)	29,723	31,939	38,658	45,864	46,316	40,661	28,236
		113.1%	136.9%	162.4%	164.0%	144.0%	
都市ガス(N m ³)	120,048	149,407	186,883	231,276	213,330	214,770	114,046
		131.0%	163.9%	202.8%	187.1%	188.3%	
ガソリン(L)	38,870	37,477	40,150	41,081	40,438	37,980	34,983
		107.1%	114.8%	117.4%	115.6%	108.6%	
軽油(L)	124,829	127,012	130,061	128,849	127,303	128,313	112,346
		113.1%	115.8%	114.7%	113.3%	114.2%	
圧縮天然ガス (CNG)(N m ³)	127	98	96	61	131	43	115
		85.2%	83.6%	53.1%	114.5%	37.2%	

表 6-3 エネルギー別使用状況

エネルギー	削減状況	
電気(kWh)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新たに公共施設(総合体育館、子育て支援センター、水城館)が増えたことが要因と考えられます。新たに増えた公共施設を除外した場合、2019年度の電気使用量は、6,544,283kwhとなり、クールビズ等エコ・オフィスの取組によって、2014年度(第4期基準年)よりは、削減傾向ではあります。
灯油(L)	達成状況	直近の実績では、削減目標を大きく達成できる見込みです。
	主な要因	小学校、中学校において、ストーブからエアコンに変更し、使用量が減ったことが、大幅な削減となりました。
液化石油ガス(LPG)(kg)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	小学校、中学校において、ストーブからエアコンに変更したことで、大幅な増加となりました。
都市ガス(N ³ m)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新たに公共施設(総合体育館、子育て支援センター)が増えたことが要因と考えられます。また小学校、中学校、中央公民館でエアコン等の新設により、大幅な使用量の増加となっています。老人福祉センターではボイラーを改修し、灯油から都市ガスを使用することも増加の要因となりました。
ガソリン(L)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	公用車の台数が3台増えたことが要因と考えられます。エコドライブの励行等によって2014年度(第4期基準年)よりは、削減傾向ではあります。
軽油(L)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	コミュニティバスまほろば号による使用量増加が考えられます。
圧縮天然ガス(CNG)(N ³ m)	達成状況	直近の実績では、削減目標を大きく達成できる見込みです。
	主な要因	太宰府館での利用していた車を処分したことで、大きな削減となりました。

(2) 資源使用量の推移

前計画(第4期)の削減目標は表 7-1 のとおりです。資源使用・購入量の推移および目標比は表 7-2 のとおりです。資源別の削減状況は表 7-3 のとおりです。

表 7-1 前計画(第 4 期)削減目標

区分	項目	削減目標 2014 (H26) 年度比
間接的項目	上水使用量	△ 5.0%
	コピー・印刷用紙使用量	△ 5.0%
	廃棄物排出量 (リサイクル分除く)	△ 5.0%

表 7-2 資源使用・購入量の推移 上段:使用・購入量 下段:目標比

資源	2014(H26) (基準年度)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	第 4 期 目標
水道(m ³)	100,133	93,959	120,920	122,648	103,187	99,870	95,126
		98.8%	127.1%	128.9%	108.5%	105.0%	
コピー・印刷 用紙(枚)	11,957,309	12,158,600	13,390,956	12,835,600	14,302,887	12,597,650	11,359,444
		107.0%	117.9%	113.0%	125.9%	110.9%	
トイレットペー パー(個)	66,448	75,817	80,719	88,873	69,251	67,781	63,126
		120.1%	127.9%	140.8%	109.7%	107.4%	
ごみ袋(袋)	15,963	20,258	20,965	31,176	20,757	17,337	15,165
		133.6%	138.2%	205.6%	136.9%	114.3%	

表 7-3 資源別削減状況

資源	削減状況	
水道(m ³)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新たに公共施設(総合体育館、子育て支援センター、水城館)が増えたことが要因と考えられます。新たに増えた公共施設を除外した場合、98,224m ³ となり、節水等の励行等によって2014年度(第4期基準年)よりは、削減傾向ではあります。
コピー・印刷 用紙(枚)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	庁舎での購入量が2014年度(第4期基準年)比+13%と増加傾向にあります。また中学校での購入量も2014年度(第4期基準年)比+9.7%と増加傾向にあります。
トイレット ペーパー (個)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新たに公共施設(総合体育館、子育て支援センター、水城館)が増えたことが要因と考えられます。新たに増えた公共施設を除外した場合、65,942個となり、2014年度(第4期基準年)よりは、削減傾向ではあります。
ごみ袋 (袋)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	庁舎での購入量が2014年度(第4期基準年)比+86%と増加傾向にあります。

参考 燃料費支出額の推移（単位:円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
各課支出分	総務課	47,000	60,000	169,000	119,000
	経営企画課	0	3,000	3,000	0
	文書情報課	15,000	11,000	19,000	16,000
	管財課	1,773,000	1,939,000	2,154,000	2,124,000
	防災安全課	373,000	426,000	355,000	284,000
	選挙管理委員会事務局	0	234,000	0	0
	税務課	62,000	62,000	53,000	53,000
	納税課	64,000	60,000	77,000	50,000
	環境課	61,000	53,000	78,000	63,000
	人権政策課	100,000	91,000	83,000	103,000
	福祉課	0	60,000	0	0
	高齢者支援課	410,000	466,000	500,000	474,000
	元気づくり課	102,000	133,000	146,000	178,000
	建設課	438,000	416,000	462,000	383,000
	上下水道課・上下水道施設課	621,000	631,000	672,000	632,000
	観光推進課	12,000	7,000	16,000	16,000
	産業振興課	0	2,000	0	0
	社会教育課	0	0	0	12,000
	学校教育課	36,000	35,000	6,000	8,000
	小中学校	400,000	520,000	387,000	371,000
	文化財課	175,000	182,000	209,000	139,000
	文化学習課	0	0	20,000	35,000
	スポーツ課	91,000	97,000	108,000	108,000
	議事課	28,000	32,000	33,000	36,000
	小計	4,808,000	5,520,000	5,550,000	5,204,000
	委託先支出分	老人福祉センター	10,000	16,000	0
いきいき情報センター		24,000	0	0	13,000
文化ふれあい館		4,000	0	0	0
水城館		-	10,000	21,000	15,000
大宰府展示館		4,000	4,000	5,000	3,000
体育センター		0	0	0	2,000
北谷運動公園		0	42,000	60,000	73,000
まほろば号		16,305,000	17,437,000	19,241,000	21,793,000
小計		16,347,000	17,509,000	19,327,000	21,899,000
合計		21,155,000	23,029,000	24,877,000	27,103,000

参考 光熱水費支出額の推移（単位:円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
各課支出分	管財課	20,537,000	19,436,000	18,630,000	22,056,000
	防災安全課	1,103,000	1,177,000	1,267,000	1,291,000
	地域コミュニティ課	69,000	75,000	81,000	81,000
	環境課	5,799,000	4,075,000	3,826,000	4,699,000
	人権政策課	4,467,000	4,683,000	4,743,000	4,741,000
	高齢者支援課	-	437,000	475,000	402,000
	保育児童課	4,664,000	5,088,000	5,397,000	5,230,000
	元気づくり課	756,000	827,000	932,000	904,000
	都市計画課	0	24,000	41,000	68,000
	建設課	21,528,000	23,401,000	24,242,000	24,045,000
	建設課（防犯灯補助金）	14,864,000	15,381,000	16,009,000	16,186,000
	上下水道課・上下水道施設課	24,406,000	26,266,000	26,653,000	27,785,000
	観光推進課	5,504,000	6,477,000	6,898,000	7,007,000
	産業振興課	0	51,000	49,000	47,000
	社会教育課	63,000	84,000	69,000	57,000
	学校教育課	109,301,000	101,143,000	102,858,000	99,165,000
文化財課	1,020,000	931,000	929,000	1,241,000	
文化学習課	13,872,000	9,648,000	8,675,000	8,471,000	
スポーツ課	3,018,000	918,000	1,451,000	1,026,000	
小計	230,971,000	220,122,000	223,225,000	224,502,000	
委託先支出分	老人福祉センター	3,299,000	3,510,000	3,322,000	3,219,000
	いきいき情報センター	13,939,000	14,130,000	15,341,000	12,967,000
	文化ふれあい館	5,212,000	4,322,000	4,056,000	3,764,000
	ルミナス	2,215,000	2,313,000	2,456,000	2,180,000
	水城館	-	309,000	295,000	264,000
	大宰府展示館	1,391,000	1,440,000	1,430,000	1,563,000
	体育センター	193,000	205,000	193,000	188,000
	総合体育館	4,190,000	12,649,000	13,172,000	13,565,000
	史跡水辺公園	24,510,000	25,718,000	27,535,000	27,055,000
	北谷運動公園	2,026,000	2,010,000	2,158,000	1,899,000
	歴史スポーツ公園	65,000	64,000	62,000	62,000
小計	57,040,000	66,670,000	70,020,000	66,726,000	
合計	288,011,000	286,792,000	293,245,000	291,228,000	

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
燃料費＋光熱水費合計	309,166,000	309,821,000	318,122,000	318,331,000

2 二酸化炭素排出量の推移

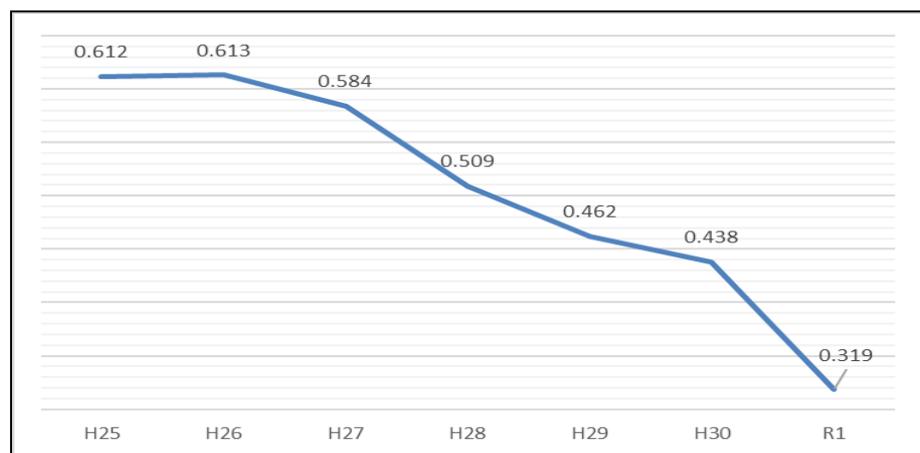
二酸化炭素排出量の推移は表8のとおりです。目標に対して△20.3%と、目標を大きく達成しました。特に電気において使用量は増加しているものの、再生可能エネルギーの活用等により排出係数が大きく低下したことが、削減の大きな要因となっています。(図2)

表8 二酸化炭素排出量の推移 上段:排出量 下段:目標比

	2014(H26) (基準年度)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	第4期 目標
電気(kWh)	4,064,840	4,631,647	3,208,786	3,296,025	2,919,545	2,369,735	3,516,087
		131.7%	91.3%	93.7%	83.0%	67.4%	
灯油(L)	41,387	22,828	14,448	14,004	9,965	10,515	39,318
		58.1%	36.7%	35.6%	25.3%	26.7%	
液化石油ガス (LPG)(kg)	89,168	95,818	115,974	137,591	138,948	121,984	84,710
		113.1%	136.9%	162.4%	164.0%	144.0%	
都市ガス(N m ³)	267,708	333,177	416,750	515,746	475,727	478,937	254,322
		131.0%	163.9%	202.8%	187.1%	188.3%	
ガソリン(L)	90,179	86,971	93,149	95,309	93,815	88,114	81,161
		107.2%	114.8%	117.4%	115.6%	108.6%	
軽油(L)	322,060	327,692	335,559	332,432	328,440	331,048	289,854
		113.1%	115.8%	114.7%	113.3%	114.2%	
圧縮天然ガス (CNG)(N m ³)	284	219	214	136	293	95	256
		85.5%	83.6%	53.1%	114.5%	37.2%	
計	4,875,626	4,631,647	4,184,880	4,391,242	3,966,733	3,400,428	4,266,173
		108.6%	98.1%	102.9%	93.0%	79.7%	

図2 九州電力排出係数推移

単位:t-CO₂/kwh



* 電気事業者別排出係数は排出量算定年度の前年の基礎排出係数を用います。

3 二酸化炭素排出量の内訳

2019（令和元）年度における太宰府市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は3,400,428kg-CO₂です。項目別にみると、電気の使用に伴う排出量が7割を占めています（表9-1、図3-1）。

施設別にみると太宰府史跡水辺公園、まほろば号、総合体育館（とびうめアリーナ）からの排出量が多くなっています（表9-2、図3-2）。

表9-1 2019(R1)年度二酸化炭素排出量の内訳

種類	使用量	単位	総排出量 (kg-CO ₂)	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)
電気	7,014,981	kWh	2,369,735	参考：九州電力 0.319
灯油	4,223	L	10,515	2.49
液化石油ガス(LPG)	40,661	kg	121,984	3.00
都市ガス	214,770	N m ³	478,937	2.23
ガソリン	37,980	L	88,114	2.32
軽油	128,313	L	331,048	2.58
圧縮天然ガス(CNG車)	43	N m ³	95	2.23
合計	—		3,400,428	—

* 電気事業者別排出係数は排出量算定年度の前年の基礎排出係数を用います。

図3-1 2019(R1)年度二酸化炭素排出量の内訳

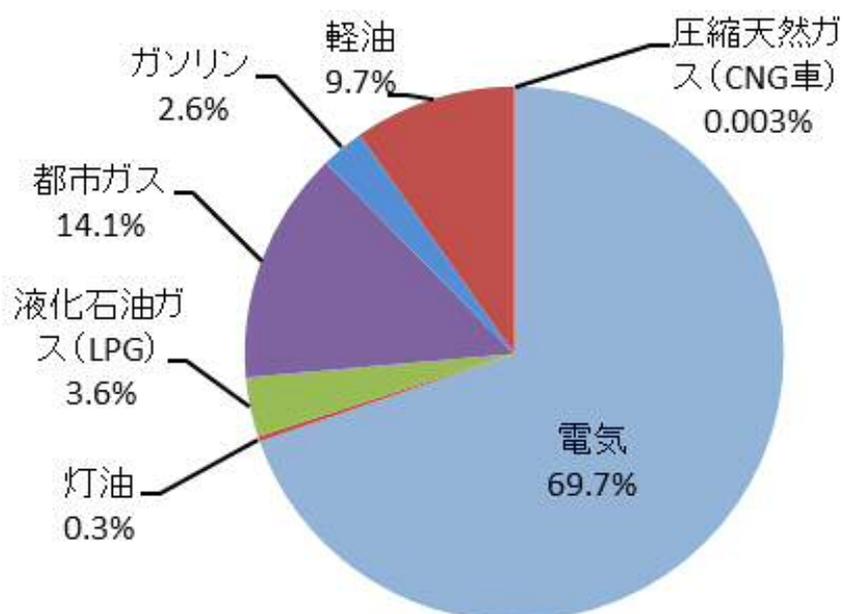
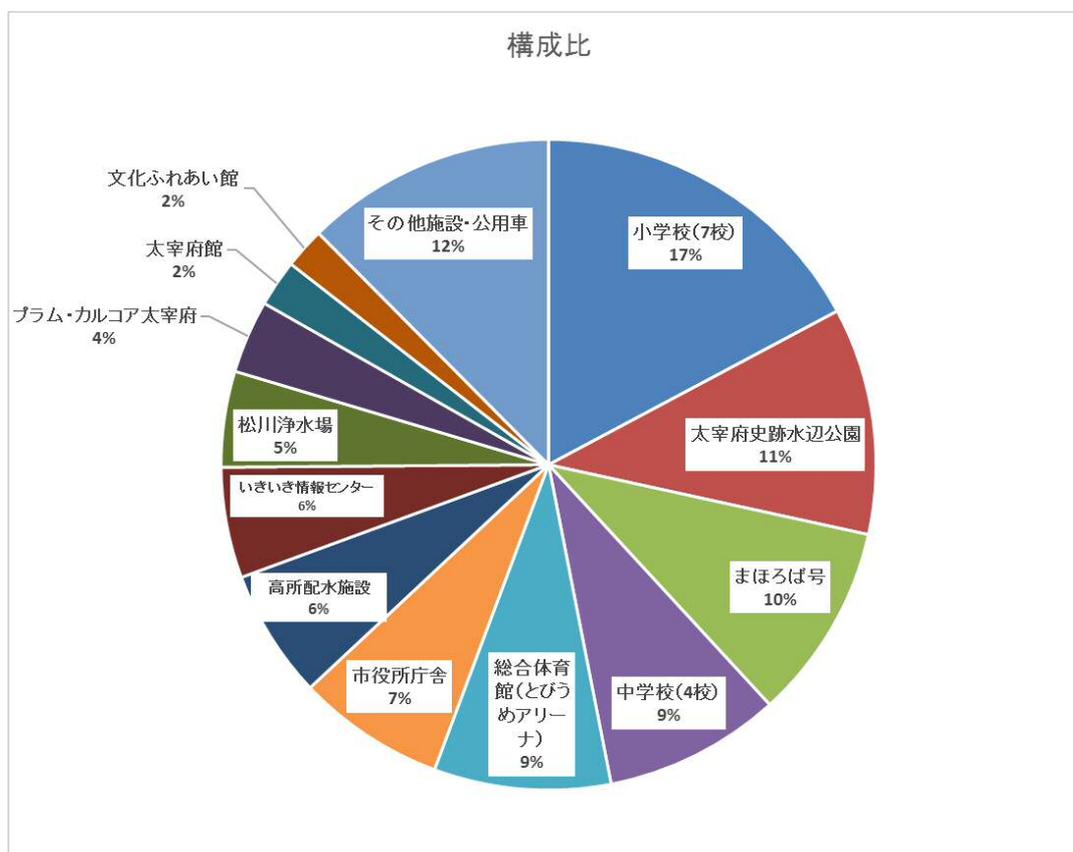


表 9-2 2019(R1)年度施設別二酸化炭素排出量

単位: kg-CO₂

施設・公用車	二酸化炭素(CO ₂) 排出量	構成比
小学校(7校)	584,087	17.2%
太宰府史跡水辺公園	383,613	11.3%
まほろば号	331,968	9.8%
中学校(4校)	297,192	8.7%
総合体育館(とびうめアリーナ)	296,892	8.7%
市役所庁舎	248,852	7.3%
高所配水施設	217,412	6.4%
いきいき情報センター	187,314	5.5%
松川浄水場	161,877	4.8%
プラム・カルコア太宰府	123,367	3.6%
太宰府館	78,980	2.3%
文化ふれあい館	68,774	2.0%
その他施設・公用車	420,101	12.4%

図 3-2 2019(R1)年度施設別二酸化炭素排出量構成比



第 3 章 計画の目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

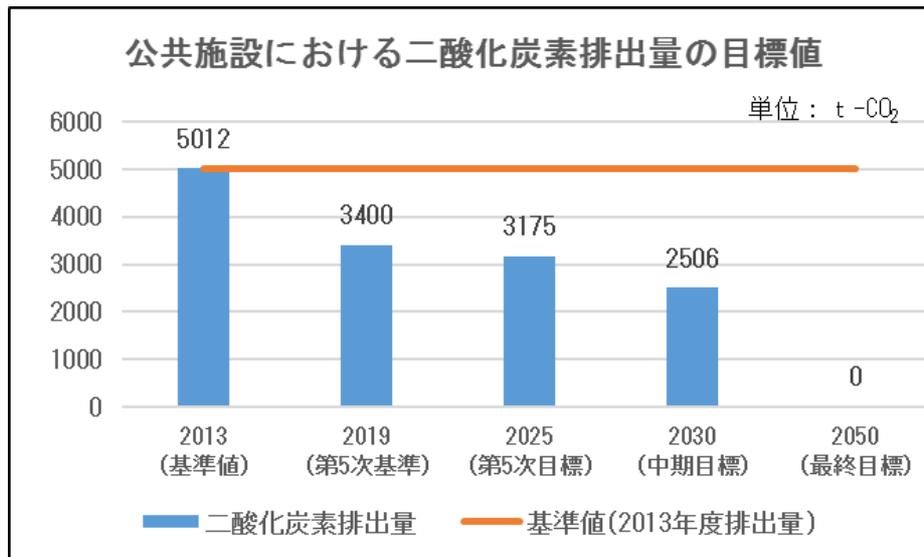
本市におけるエネルギー起源による二酸化炭素総排出量の削減目標は、2025（令和 7）年度までに 2019（令和元）年度比で 6.6%以上を削減することとします。また、2050 年度に温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すために、2030（令和 12）年度の間目標を 2013（平成 25）年度比で 50%削減することとします。そのためには、公共施設等総合管理計画（令和 3 年度中策定予定）に基づく中長期的な最適化、公共施設等への LED や再生可能エネルギーの導入、公用車やコミュニティバスの電動化など、財政状況を勘案し民間企業とも連携しながら、効果的な手法にて具体的に取り組んでいく必要があります。これらを考慮し今後 5 年間の目標を設定しています。

さらに、温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンにつきましても、使用する公用車等から排出されますので、令和 3 年度以降の排出状況の把握し、削減に努めることとします。

表 10

温室効果ガスの種類	2019（R1）年度 （基準年度）	2025（R7）年度 （目標年度）	2030（R12）年度 （中間目標）	2050（R32）年度 （最終目標）
エネルギー 起源 CO ₂	3,400,428kg-CO ₂ 参考 2013（H25）年度 5,011,873 kg-CO ₂	3,174,768kg-CO ₂ 以上 2019（R1）年度比 △6.6% 2013（H25）年度比 △36.6%	2,506,000kg-CO ₂ 2019（R1）年度比 △26.3% 2013（H25）年度比 △50.0%	0kg-CO ₂ 2019（R1）年度比 △67.8% 2013（H25）年度比 △100.0%
メタン（CH ₄ ）	令和 3 年度以降の排出状況を把握し、削減に努める。			0CH ₄
一酸化二窒素（N ₂ O）				0N ₂ O
ハイドロフルオロカーボン（HFC）				0HFC

図 4 公共施設における二酸化炭素排出量の目標値



2 2025（令和7）年度までの個別項目ごとの達成目標

2025（令和7）年度までの直接的・間接的に温室効果ガスの削減につながる項目の削減目標は次のとおりです。

表 11

区分	項目	エネルギー	2025（R7）年度削減目標	2025（R7）年度目標	
直接的項目	電気	電気	△8.8%以上	2,160,086kg-CO ₂ 以下	
	施設等燃料	灯油		△53.0%以上	4,943kg-CO ₂ 以下
		液化石油ガス（LPG）		△3.4%以上	117,862kg-CO ₂ 以下
		都市ガス		△0.5%以上	476,723kg-CO ₂ 以下
		圧縮天然ガス（CNG車）		2019（R1）年度以下	95kg-CO ₂ 以下
		計		△1.9%以上	599,623kg-CO ₂ 以下
	公用車等燃料	ガソリン		△4.7%以上	84,011kg-CO ₂ 以下
		軽油		2019（R1）年度以下	331,048kg-CO ₂ 以下
		計		△24.1%以上	317,735kg-CO ₂ 以下
	合計		△6.6%以上	3,174,768kg-CO ₂ 以下	
間接的項目	上水使用量	水道（m ³ ）	2019（R1）年度以下	99,870m ³ 以下	
	コピー・印刷用紙使用量	コピー・印刷用紙（枚）		12,597,650枚以下	
	廃棄物排出量（リサイクル分除く）	ごみ袋（袋）		17,337袋以下	

第4章 取組内容

1 中長期的な取組

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すために、中長期的に脱炭素に向けた取組を推進していきます。また、包括連携協定を締結している九州電力株式会社及び西日本鉄道株式会社とも連携して、民間の知恵を生かした脱炭素・活力のまちづくりに繋がる太宰府市役所を目指します。

＜中長期的な主な取組＞

- ①エコ・オフィスの更なる推進。
- ②公共施設等総合管理計画（令和3年度策定予定）に基づく中長期的な最適化。
- ③公共施設等へのLEDや再生可能エネルギーの導入。
- ④公用車やコミュニティバスの電動化やオンデマンドバスの導入。

2 事務の実施にあたっての配慮

(1) 省エネルギーの推進

① 電気使用量の削減

目標：電気使用によるCO₂排出削減目標 8.8%以上削減（基準年度比）

＜OA機器等の使用＞

- ・パソコンやコピー機のOA機器等の電気製品は、不使用时には主電源を切る。
- ・長時間使用しない時はコンセントから電源プラグを抜くなど、待機電力の削減に努める。
- ・省エネ・節電モードの設定に努める。
- ・業務や健康に支障がない範囲でパソコンやテレビのディスプレイ輝度の抑制に努める。

＜エレベーター、自動ドアの使用＞

- ・荷物運搬時等の必要な場合を除きエレベーター、自動ドアは使用しない。

＜照明の管理＞

- ・昼休み時間は、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。
- ・時間外における照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・給湯室、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。
- ・業務や健康に支障がない範囲での庁内照明の間引きに努める。

＜空調の管理＞

- ・空調を行っていない部屋等に通じる扉は、開放したままにしない。

- ・空調機の吹き出し口に物などを置かないようにする。
- ・事務室等は適切な室温とする。(室温は冷房時 28 度程度、暖房時 19 度程度とする)。
- ・冷暖房時は、事務室内のブラインド及びカーテンの利用等により、冷暖房効果を高める。
- ・会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
- ・クールビズやウォームビズなど、室温に合わせた服装を心がける。

〈その他機器の適正管理〉

- ・マイボトル等を持参し、業務に必要なない電気ポット、コーヒーマーカーは使用しない。
- ・冷蔵庫は、庫内を整理整頓し、季節に応じた設定温度にするように努める。
- ・自動販売機の照明や温度等に関して、省エネに配慮した設定を要請する。
- ・勤務時間外等でやむを得ず扇風機等を使用する場合は、健康に支障がない範囲で最小限の使用に努めること。

〈その他〉

- ・休日出勤や時間外勤務の削減および水曜日は定時退庁とする。
- ・緑のカーテンを実施する。
- ・既存施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備の設置に努める。

② 施設等燃料の使用量の削減

目標：施設等燃料使用による CO₂排出削減目標 1.9%以上削減（基準年度比）

〈燃料の選択〉

- ・燃料については、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG、LNG 等の環境負荷の相対的に小さなものを使用する。

〈ガスコンロの使用〉

- ・ガスコンロの使用は必要最小限にする。

③ 公用車等燃料使用量の削減

目標：公用車等燃料使用による CO₂排出削減目標 1.0%以上削減（基準年度比）

〈エコカーの導入〉

- ・車両更新時にはエコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車）を計画的に導入することにより燃料使用量の削減を図る。
- ・公用自転車の導入を促進し、利用可能な距離の場合に積極的な利用を図る。

〈エコドライブ等の励行〉

- ・エコドライブの徹底を図る。

エコドライブ 10 のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

- ・燃料使用量および走行距離の把握・管理に努める。
- ・公用車利用時は、走行ルートをきちんと確認し、無駄な走行を控える。
- ・出張移動の際は、できる限り相乗りに努める。

〈公共交通機関の利用〉

- ・出張時は可能な限り公共交通機関の利用に努める。

(2) 省資源の推進

① 上水使用量の削減

目標：上水使用量 基準年度以下

〈節水の励行〉

- ・食器具類の洗浄や歯磨きなど水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める、または水をためて使うなど節水に努める。
- ・公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数削減などに努める。
- ・トイレ洗浄用水の節水に努める。

〈節水型水利用機器の設置等〉

- ・庁舎等における水利用機器を節水型にする、または水栓(蛇口)には必要に応じて節水コマを取り付ける、水道水圧を低めに設定するなど水使用量の抑制を図る。

② コピー・印刷用紙使用量の削減

目標：コピー・印刷用紙使用量 基準年度以下

〈資料の簡素化・削減〉

- ・資料の簡素化を図る。
- ・資料等の配布先の見直しを行なう(コピー時の配慮)。
- ・両面コピーの徹底、縮小コピーを行い、用紙の削減を図る。
- ・ミスコピー防止のため、コピー機使用後は必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が生じないようにする。
- ・ICカード認証型複写機・印刷機の使用により、使用枚数の削減を図る。

〈文書管理システムの活用〉

- ・文書管理システム等電子メディアの活用によりペーパーレス化を徹底する。
- ・庁内共有ファイルシステムを活用することにより資料の共有化を図る。
- ・庁内における簡易文書の送付は、電子メールや掲示板を利用する。

〈用紙の再利用〉

- ・使用済み用紙の裏面活用、使用済み封筒の再利用を行なう。

③ 廃棄物の削減

目標：廃棄物排出量 基準年度以下

〈3Rの推進〉

- 発生抑制(リデュース:Reduce) 廃棄物の発生を抑制する。
 - ・各課のごみ箱の削減に努め、リサイクル可能な紙の廃棄をなくす。
 - ・マイボトル持参等により、紙コップ、ペットボトルなどの使い捨て製品の使用の抑制を図る。会議における飲食提供時にはペットボトル飲料を使用しない等、使い捨てプラスチックの使用抑制を図る。
 - ・資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。
 - ・机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。
 - ・事務用品等消耗品の節約に努める。
 - ・昼食時には、割り箸の使用を自粛し、マイ箸を使用する。
 - ・業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受け取りを拒否するように努める。
 - ・買い物の際はマイバッグを携行し、レジ袋は購入しない。
- 再使用(リユース:Reuse) まだ使えるものは、できるだけ再利用する。
 - ・庁内LAN等の活用により、不要になった備品等を掲示し有効活用を図る。
 - ・使用後の封筒、不要になったポスター類は庁内向けの再使用や名刺等裏面活用を図る。

- 再生利用(リサイクル:Recycle) 分別回収・リサイクルの推進を図る。
- ・分別排出された資源ごみについては、業者による回収等を図り、リサイクル推進体制を確立する。
 - ・紙類リサイクルボックスを事務室内に適切に配置し、雑がみ回収を徹底する。
 - ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
 - ・シュレッダーごみをリサイクルする。
 - ・自動販売機で購入した飲料品の空き容器については、販売事業者が設置したリサイクル回収ボックスの活用を努める。

〈廃棄物の適正な処理〉

- ・各種リサイクル法に基づきリサイクル体制が確立された品目の排出に際しては、該当法令に基づいて適切な処理を行う。
- ・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、及び「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類の回収・適正処理を推進する。
- ・エアコンや冷蔵庫の冷媒にクロロフルオロカーボン(CFC)^{※3}等やハイドロフルオロカーボン(HFC)^{※1}が含まれるものについては、適切な処理を行なうことができる業者に依頼する。

(3) その他の取組

① グリーン購入の推進

- ・物品購入の際、エコマーク、グリーンマーク適合製品等、環境配慮型の物品を選択する。
- ・用紙類等はグリーン購入法に適合する商品を購入する。
- ・トイレットペーパーは古紙配合率 100%のものを購入する。
- ・森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を積極的に使用する。
- ・OA 機器の導入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ・家電製品の導入にあたっては、省エネ製品・非フロン系(冷媒)を導入する。
- ・消耗品等は適切な在庫管理を行なう。
- ・グリーン購入のための参考情報の提供を行なう。

※1:クロロフルオロカーボン(CFC) ビルの空調機等大型の冷媒、カーエアコンや自動販売機、家庭用冷蔵庫の冷媒などに使用されていたが、オゾン層を破壊する物質であるため法律により、1995 年末に生産が全廃された。

※2:ハイドロフルオロカーボン(HFC) 「京都議定書」において排出削減の対象となっている温室効果ガスの一つ。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒などに使用されている。

- ・コミュニティバスまほろば号の更新時には、低公害車・低燃費車の導入を検討する。
- ・カーボン・オフセット商品やサービスの利用を研究する。

② 電力契約の検討

- ・契約の際には、電気料金とあわせて CO₂ 排出係数についても考慮し、温室効果ガス排出の削減に努める。

③ マイカーの利用抑制等

- ・通勤には、できる限りコミュニティバスまほろば号等の公共交通機関を利用する。
- ・徒歩や自転車利用及び自動車の相乗りを励行する。
- ・通勤に使用するマイカー更新の際には、低公害車を選択する。

④ エネルギー使用状況等の把握

- ・各施設において、外部機関による省エネルギー診断を受診し、各施設の実情に応じた機器等の運用による改善や設備更新等に努める。
- ・各施設において、エネルギー消費の「見える化」を行い、適切な取組みの実施に努める。

3 建築物の建築・管理にあたっての配慮

(1) 設計・施工時

① 建築物の建築に当たっての取組みの推進

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備について、規模、用途に応じ導入を検討する。
- ・エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じて検討する。
- ・耐熱性向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ・施設等新築時に自然光が入りやすい部屋割りや窓などの配置に配慮し、照明利用を抑える工夫を行う。
- ・建築物の規模・用途等を検討し、可能な場合は、コージェネレーションシステム^{※1}等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。
- ・計画的に LED 照明の導入を図る。
- ・施設・設備の更新時に省エネ対応の空調機等の導入を図る。

※1:コージェネレーションシステム 発電と同時に発生した排熱も利用して冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

- ・建築物等における雨水の利用が可能な場合は、雨水の貯留水槽等の雨水利用施設の導入について、規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ・給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具を設置する。
- ・自動販売機等の設置に当たっては、省エネルギー型、ノンフロン機器の導入、更新を促す。
- ・建設工事に使用する型枠については、熱帯木材の使用抑制に努める。
- ・施設・設備の更新時に ESCO(エスコ)事業^{※2}の導入に向けた検討を行う。

② 環境負荷の少ない施工作業の実施

- ・適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促す。
- ・車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。

③ 適切な汚染物質処理施設等の設置

- ・最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図る。
- ・燃焼設備の改修等に当たっては、都市ガス、LPG、LNG 等環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

(2) 既存の建築物の省エネ性能の向上

- ・緑のカーテン等により空調効果の向上を検討する。

(3) 緑化等の環境整備と周辺自然环境の保全の推進

- ・敷地等について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ・緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図る。

(4) 省エネ型電化製品への入替え

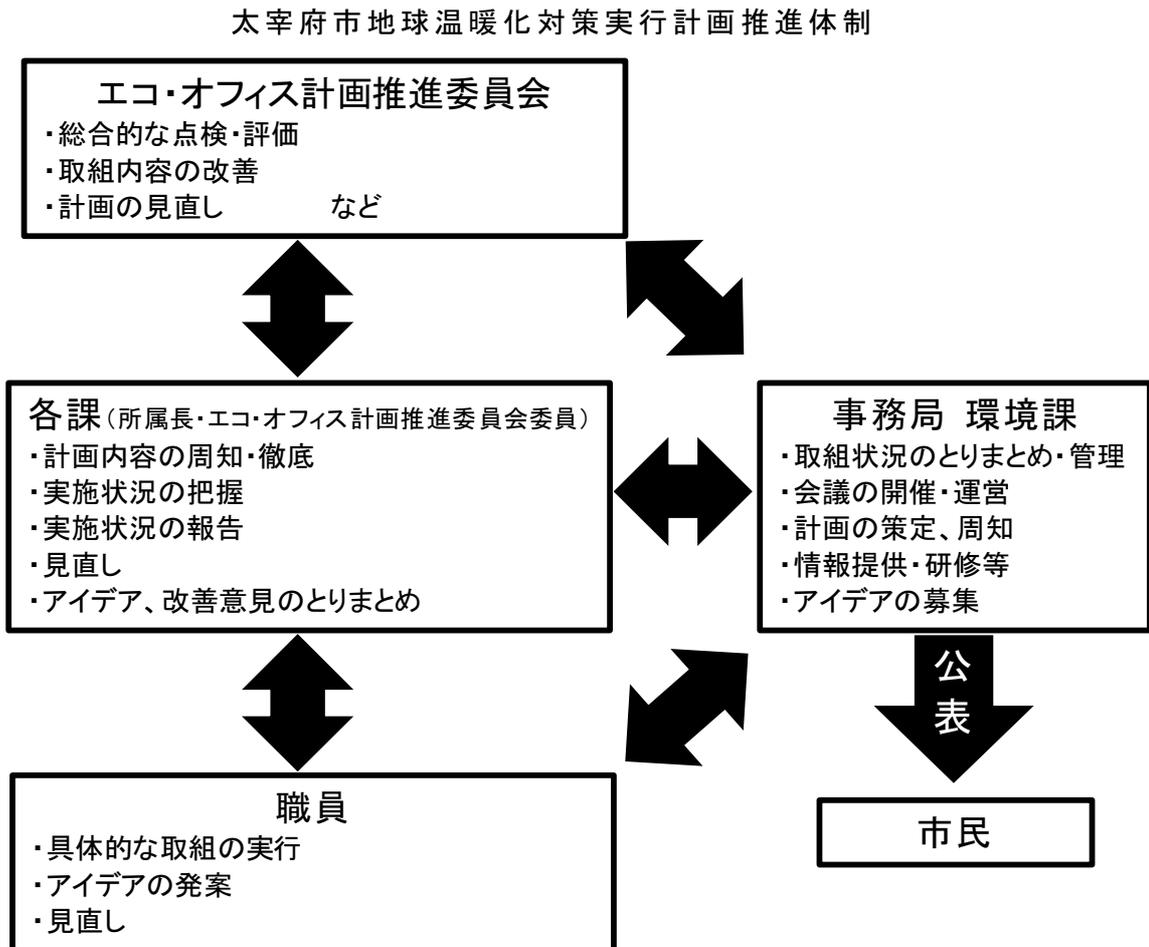
- ・製造後 10 年を超える冷蔵庫や電気便座は、計画的に入替えを図る。

※2:ESCO 事業 ESCO 事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、環境を損なうことなく省エネルギー改修を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するもの。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取組を推進していくことが必要です。そこで、本計画の推進体制として、エコ・オフィス計画推進委員会、エコ・オフィス計画推進委員会委員、事務局を設置するものとします。



2 計画推進の流れ

(1) PDCAサイクルによる継続的な改善と進行管理

本計画の実施状況と市の環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき、計画の立案 (PLAN)、計画の実施 (DO)、点検・評価 (CHECK)、見直し (ACTION) という流れを継続して繰り返し、改善を図りながら進行管理を着実にを行います。

① PLAN (計画)

- ・地球温暖化対策実行計画の削減目標を踏まえ、取組内容を決定する。

② DO（実施）

- ・各部署において、計画を周知し、目標に向けた取組を計画的に実施する。

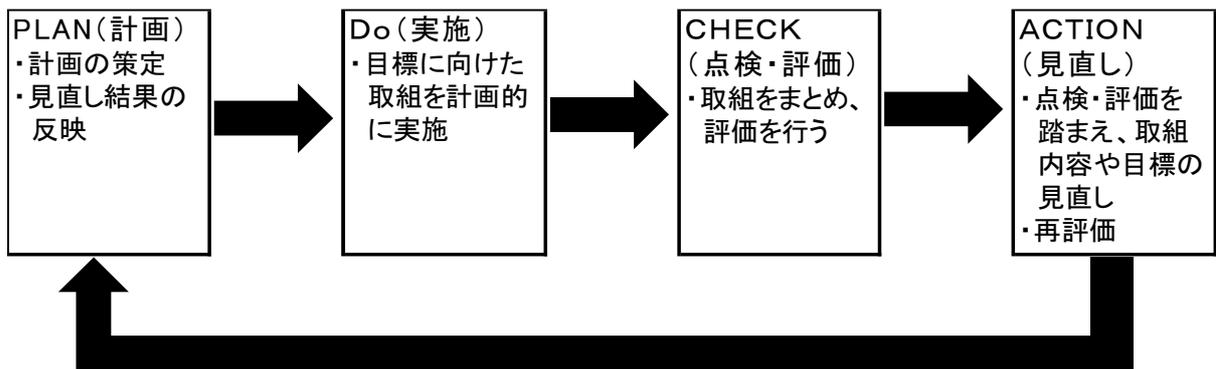
③ CHECK（点検・評価）

- ・年2回、エコ・オフィス計画推進委員会委員を通じて、各課（出先機関を含む）の取りまとめを行い、環境課において全庁を集約し、計画の進捗状況の把握を行なう。
- ・エコ・オフィス計画推進委員会において、全庁的な進捗状況の点検を行い、今後の計画の効果的な進め方等について協議を行なう。
- ・エコ・オフィス計画推進委員会は、実施状況調査の結果に基づき、所属課の責任者に対し、必要な改善措置を講じるよう求めることができる。
- ・所属長は、適宜、実施状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を行うものとする。

④ ACTION（見直し）

- ・地球温暖化対策実行計画の目標及び取組に係る評価結果を踏まえながら、また、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢も考慮し、必要に応じて地球温暖化対策実行計画の見直しを行う。
- ・目標の達成状況、各所属における取組内容等を総合的に点検・評価し、今後の計画の効果的な推進方策などについて検討を行うとともに、必要に応じて計画・取組内容等の見直しを行なうものとする。

PDCAサイクルによる進行管理



3 職員に対する周知及び研修等

(1) 職員に対する周知

- ・実行計画は、電子掲示板により全職員に周知する。
- ・エコ・オフィス推進委員会委員は、所属の全職員に実行計画の趣旨、目標、取組等について周知する。

(2) 職員に対する情報提供、研修

- ・庁内 LAN を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に関する情報や、環境に関する講演会開催等の情報を積極的に提供する。
- ・環境保全に関する意識の啓発のため、環境に関する研修、講演会等を開催し職員の資質の向上に努める。
- ・「福岡県環境家計簿」、「ふくおかエコファミリーアプリ」の活用を促し、地球温暖化防止に関する人材の育成に努める。

(3) 職員からのアイデアの募集

- ・温室効果ガス削減に資する取組について、職員からアイデアを募集し、効果的なものについては、積極的に取り入れる。

4 公表

計画の進捗状況及び点検結果について、ホームページ等により公表する。

〈資 料〉

資料 1 : 太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

資料 2 : 太宰府市エコ・オフィス実行計画

資料 1 : 太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

○太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

平成10年 3 月31日

訓令第 1 号

改正 平成15年 9 月26日訓令第 5 号

平成19年 3 月27日訓令第 1 号

平成19年 9 月27日訓令第 7 号

平成26年 3 月31日訓令第 7 号

平成29年 3 月31日訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、市職員自らが市民や事業者の模範となるため、太宰府市エコ・オフィス推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、日常の業務の中で環境保全に向けた取り組みを実行していくことを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市エコ・オフィス計画の策定についての環境情報などの必要な資料の収集、提供等適切な支援に関すること。
- (2) 太宰府市エコ・オフィス計画の進行管理に関すること。
- (3) 庁内各課における環境保全に向けた取り組みに係わる率先行動計画に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、次の各号に掲げる職員で構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 市民生活部長
- (2) 管財課長及び環境課長
- (3) 市長部局、教育委員会部局及び公営企業部局の課（所・局）並びに会計課、監査委員事務局及び議会事務局（以下「各課」と総称する。）の職員のうち、各課の長が推薦する職員 1 人

（平15訓令 5・平19訓令 1・平19訓令 7・平26訓令 7・平29訓令 4・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 副委員長は管財課長及び環境課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平15訓令 5・平19訓令 7・平26訓令 7・平29訓令 4・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(平15訓令 5・平26訓令 7・平29訓令 4・一部改正)

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第5号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第2条、第6条及び第8条から第15条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則 (平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

資料 2 : 太宰府市エコ・オフィス実行計画

～ わたしたち、すべての職員は次のとおり行動します ～

- 1 室温を夏季(6月～10月)は冷房時 28 度程度に、冬季は(11月～翌年 3 月)は暖房時 19 度程度に設定するとともにエコスタイルで業務を行います。
- 2 事務室では、回収ボックスを利用して分別回収を徹底します。
- 3 環境にやさしい製品の購入(グリーン購入)を推進します。
- 4 水曜日は、定時退庁を心がけます。
- 5 節水に心がけます。
- 6 アイドリングストップ(車両停車時にエンジンを切ること)やエコドライブ(急発進、急加速を行わないなど)を実施します。
- 7 通勤時は徒歩及び自転車並びに自動車の相乗り及びまほろば号等の公共交通機関の利用を推進します。
- 8 印刷時に、反古紙(ほごし)がでないように注意し、反古紙が発生した場合は、庁内文書に裏紙を利用します。
- 9 名刺は、再生紙またはポスターの裏を利用します。
- 10 職員として、家庭をはじめ、地域での省エネルギーの取組を率先して行います。